

吹田市市税審議会 会議録

1 開催日時

令和2年(2020年)1月21日(火)午前10時から11時10分まで

2 開催場所

吹田市役所 中層棟4階 第4委員会室

3 出席者

(委員)

- | | |
|-----------|------------|
| ・木下 敦史 委員 | ・築野 れい子 委員 |
| ・辻 美枝 委員 | ・山口 淳 委員 |
| ・池口 誠 委員 | ・柳川 潔敬 委員 |
| ・三浦 晴彦 委員 | |

(市理事者)

- | | |
|-----------------------|--------------|
| ・小林 税務部長 | ・岡本 資産税課長 |
| ・江原 税務部次長(債権管理課長事務取扱) | ・野村 市民税課長 |
| ・笹川 税務部総括参事(税制課長事務取扱) | ・佐納 納税課長 |
| ・田毎 資産税課長代理 | ・三住 債権管理課長代理 |
| ・曾我 市民税課長代理 | ・徳野 資産税課主幹 |
| ・樋上 納税課長代理 | ・野田 納税課主幹 |

(事務局)

- | | |
|------------|-----------|
| ・樋上 税制課長代理 | ・植田 税制課主査 |
| ・村上 税制課主任 | ・前田 税制課係員 |

4 傍聴者

1名

5 配付物

(1) 吹田市市税審議会 会議次第(事前送付)

(2) 市税審議会資料(事前送付)

ア 平成30年度(2018年度)市税収入状況一覧表 (1ページ)

イ 市税収入の変遷 (2ページ)

- ウ 平成30年度及び平成31年度地方税法の税制改正に伴う市税条例の改正について (3～6 ページ)
- エ 令和2年度地方税制改正(案)について (7～9 ページ)
- オ 吹田市市税審議会規則 (10～11 ページ)
- カ 吹田市市税審議会傍聴に関する取扱いについて (12 ページ)
- (3) 令和2年度地方税制改正(案)について 机上配布資料(当日配布)
- (4) 座席表(当日配布)

6 会議内容(発言要旨)

(1) 会長・副会長の互選

会長・副会長の互選が行われ、会長に木下委員が、また、副会長に辻委員が就任された。

(2) 議事1 平成30年度(2018年度)市税収入状況について理事者側から資料のとおり説明がなされた。

(3) 議事2 諮問事項(市民税に係る市税条例改正について)

平成30年度及び平成31年度の地方税法の改正により、働き方の多様化を踏まえ、様々な働き方を後押しする観点から、特定の収入のみに適用される給与所得控除・公的年金等控除について10万円引き下げるとともに、どのような所得にでも適用される基礎控除が10万円引き上げられた。これに伴い、吹田市独自で定める吹田市市税条例及び吹田市市税条例施行規則における市民税の減免基準となる合計所得金額についても、10万円の引き上げを行うことについて、理事者側から資料のとおり説明がなされた。

(委員) 減免規定の合計所得金額の10万円の引き上げについて、多様な働き方を後押しするという観点からということだが、どのようにバックアップできると考えているか。

(理事者) 給与、年金所得者は所得控除額が決まった金額で定められているが、フリーランス、自営業の方は決まった金額がない。これまで給与、年金所得者の控除額は諸外国に比べて日本は高く、フリーランス、自営業の方と比べて優遇されているのではないかという議論があった。そのため今回、給与、年金所得者の控除額を引き下げて、だれでも適用される基礎控除を引き上げることで、フリーランス、自営業など、多様な働き方を税制面から10万円分後押ししようということが今回の税制改正の目的である。

(委員) 吹田市において、給与、年金所得者とフリーランス、自営業の方の割合はどうか。

(理事者) 吹田市内で給与所得者の割合は8割以上で、フリーランス、自営業の方は1割に満たない。

(委員) これから年金所得者も増加していくし、結局ごく一部の方だけが恩恵を受けることになるということか。

(理事者) 今後、多様な働き方をする人が増えてくると考えているが、現在ではごく一部の方という現状になっている。

(委員) 資料5ページの減免実績について、失業者の減免申請が非常に少ない。議事1の市税収入状況の説明で、緩やかな経済回復になっているから、失業者が減っているという現状があるのか。

(理事者) 失業者の減免申請自体の件数が少ない。なぜなら市民税は翌年課税なので、収入が少なければ課税されず、減免を適用される件数自体が少なくなるため。

(委員) 障害者、未成年、寡婦・寡夫の減免について、未成年の減免件数が多いと思う。1件あたりの減免の額も大きい。どういう事情があるのか。

(理事者) 所得金額が125万円超150万円以下の範囲でランクを2つに分けている。125万円超135万円以下は二分の一減免、135万円超150万円以下の場合四分の一減免となっている。これらの減免をそれぞれの所得金額に応じて適用した結果、障害者、寡婦・寡夫は四分の一減免の適用が多く、未成年は二分の一減免の適用が多くなり、結果的に未成年者の方が1件あたりの金額が多くなっている。

質疑応答の後、審議した結果、賛成多数で諮問案どおり改正することが適当と認められ、答申されることとなった。

(4) 議事3 令和2年度地方税制改正について

令和2年度税制改正(案)のうち、特に吹田市の税制に関わるものを抜粋して事務局から資料のとおり説明がなされた。

(委員) 固定資産税の所有者不明土地等に係る固定資産税の課題について、吹田市は現在のぐらい不明土地があるか。吹田市においてどれだけ影響があるか。

(理事者) 吹田市では所有者不明土地の実際の数字などはつかんでいない。所有者不明土地問題研究所によれば、全国で約410万ヘクタールに達し、九州よりも広い土地になると言われている。本市でも、相続人の把握のために法定相続人全員の戸籍の請求をしているが膨大な時間がかかっている。これから、令和2年4月1日以降の条例改正で事務的にどうなるかということは検討しなければならないと思っている。周知方法や罰則規定を定めるなど、他省庁の状況なども参考にしながら検討していきたい。

(委員) 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(夫)控除の見直しについて、住民票の続柄に事実婚の記載がある場合は控除の対象外とあったが、住民票に「事実婚」という記載が出るのか。住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある場合は、未婚という認識でよいのか。

(理事者) 住民票に「事実婚」という記載はない。「事実婚」が何でわかるのかというと、住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載があることだが、実際婚姻していないが、同居している方がいるということ。

(委員) 固定資産税の納税義務者の相続について、父を亡くした際に、市役所に父が亡くなったことで固定資産税の口座引き落としの名義を母の口座へ変えた。相続の登記の名義は変えていないが、個人的にはこの手続きで役所への納税義務者の変更の届けができたという認識しているが良いか。

(理事者) 登記の名義変更は現在義務付けられていることではないためそういう方は多い。実際は登記手続きをして、登記簿上の所有者になった方を固定資産税の納税義務者にするというのが本来の形である。口座を変えただけでは納税義務者の変更手続きができたということにはならない。

(理事者) 吹田市の場合は、市内在住の方については住民票で死亡の確認ができるので、納税義務者変更手続きの通知はしている。市外在住の方については把握できないため、親族の申し出や、宛先不明で帰ってきた納付書から把握している。口座の変更のケースについては、どういった目的で行われるのかということまで聞き取る必要があるのかが問題になると思うが、通常は単に口座変更の手続きで終わると思う。

(委員) 使用者を所有者とみなす制度の拡大について、使用者が身内ではない場合でも、所有者とされてしまうのか。

(理事者) 身内以外で考えられるケースでは、賃貸住宅の所有者の納付書が宛名不明で戻ってきて、その所有者は亡くなっていたが、その後も借りている人が住み続けるといったケースなどが想定されると考えられる。